

北方領土問題の早期解決等を求める意見書

我が国固有の領土である北方領土返還の実現は、永年の国民の悲願である。滋賀県においては、昭和 57 年に北方領土返還要求運動滋賀県民会議が設立され、県・県議会、市町・市町議会、民間団体など 158 団体が会員となって返還要求運動を展開しており、歴代の大津市議会議長は同会議の副会長としてその活動に尽力してきたところである。

さて、北方領土とその海域をロシアに不法占拠されてから既に 79 年もの歳月が過ぎ、これまで返還要求運動の中心的役割を担ってきた元島民の多くが故郷に戻るとの願いが叶わず他界され、さらに、ウクライナを巡る国際情勢の影響により日ロ間の平和条約締結交渉が中断され、ビザなし交流や自由訪問の合意もロシア政府から一方的に停止されるなど、このままでは返還要求運動の停滞や風化も懸念されるところである。

また、北方領土隣接地域においては、北方領土問題が未解決であることにより自由な社会経済活動に多くの制約を受け続け、漁業をはじめとした地域の産業・経済に甚大な影響を及ぼしている。

このような現状を踏まえ、北方領土問題の早期解決のため、外交交渉を支える国民運動としての返還要求運動をより一層推進するとともに、青少年に対する北方領土教育の充実、北方四島への想いを引き継いでいくための運動後継者の育成強化、さらには北方領土返還要求の正当性を国内外に積極的に訴える必要がある。

については、北方領土問題の早期解決と隣接地域の振興を図るため、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 北方領土問題の解決に向けた断固たる決意と強い意志を持って、ロシアとの外交交渉を粘り強く推し進めるとともに、国内外の世論の喚起高揚に向けた効果的な返還要求運動を推進すること。
- 2 北方墓参をはじめ、北方四島交流事業（ビザなし交流事業）及び自由訪問事業については、特段に早期の再開を目指し、外交交渉を推進すること。
- 3 学校教育及び社会教育における北方領土問題に関する教育の充実と強化を図ること。
- 4 元島民等に対する援護対策の充実や、社会経済活動に多くの制約を受けている北方領土隣接地域の疲弊解消のための措置の充実を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を求める意見書

冤罪は、有罪とされた者やその家族の人生を狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない最大の人権侵害である。我が国では、憲法に多数の刑事手続関連条項を設け、刑事訴訟法等の法律を充実させることにより、冤罪の発生を防止しようとしてきた。しかし様々な原因により、冤罪が発生するおそれは払拭できない。冤罪の発生を防ぐことはもちろん、冤罪が発生した場合に、速やかに救済することは、国の基本的な責務である。

三審制の下で確定した有罪判決について、重大な瑕疵があった場合にはこれを是正し、有罪判決を受けた者を救済する非常救済手続である再審制度については、刑事訴訟法第4編「再審」に定められている。しかし、再審請求手続に関する詳細な規定がないことから、再審請求審において裁判所がどのような権限を行使できるか明らかではなく、過去の冤罪被害者の救済には多くの困難と長い年月を経ることとなっている。

特に、再審請求審における証拠の開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第9条第3項において、同法の公布後、必要に応じて速やかに検討を行うものとされているにもかかわらず、今なお制度化は実現していない。

また、一たび再審開始決定がなされても、検察官がその決定に対する不服申立てをすることにより、速やかに再審公判手続に移行できず、再審手続が長期化している実情がある。

冤罪が発生するおそれを払拭できない以上、再審は、最後の救済手段としての重要な役割を果たすことから、確固たる手続が整備されていなければならない。

よって、国会及び政府におかれては、冤罪被害者を迅速に救済するため、刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を慎重かつ速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

学校給食の安定供給に向けた国の支援を求める意見書

平成 17 年に食育基本法が制定されたことを踏まえた平成 20 年の学校給食法の改正により、同法の目的に学校における食育の推進が規定され、教科学習とともに学校教育の大きな柱となり、地場産物の活用を通じて地域の農業、畜産業、水産業等の産業振興にも寄与しているところである。

近年、学校給食の意義に鑑み、学校給食費の無償化や保護者負担の軽減に取り組む自治体が増加しているが、学校給食について自治体間格差が生じることは本来あってはならないことであり、国の関与が必要不可欠である。

さらに、世界情勢を背景とした国際的な資源価格や物価高騰による原材料費の上昇が見られる中、保護者の経済的負担を抑制するための自治体の負担増に加え、安定した学校給食の実施のため、食材費はもとより人件費や物流費、光熱水費等の上昇により給食食材の納入業者にも大きな影響が出ており、給食自体の質の低下につながりかねない状況を危惧するところである。

よって、これからは担う子ども達の食育に差が生じることなく、安定した学校給食を提供していく観点から、下記の事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 学校給食費の無償化を含めた国の方向性を速やかに示すこと。
- 2 近年の物価高騰対策として賄い材料費上昇分に対して継続した財政的支援及び給食食材納入業者への支援を行うこと。
- 3 食育の観点から栄養教諭の配置基準の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。